

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月3日（水）11:13～11:28
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

長田 浩志 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長
渡邊 英介 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長補佐

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 旅館業法施行令の改正について
 - 3 閉会
-

○塩見参事官 おはようございます。それでは、国家戦略特区のワーキンググループを始めさせていただきます。

まず最初は、旅館業法施行令の改正についてということで、厚生労働省さんにお越しをいただきました。これまでにもこのワーキンググループにおきまして農家民泊の特例につきまして何度かご議論をいただきましたけれども、今般、厚労省さんと国交省さんとで民泊のあり方の検討会を開催されて、当面の対策として、現在、必ずしも法規制がきちんと適用されていない民泊につきまして、まず、現行でできることということで、現行制度を活用し、あるいは一部要件を見直した上で現行制度を活用して法の規制の対象にするという方向性について議論をされておられます。本日は、その民泊のあり方の検討会でのご議論を受けて、今後の対応方針について御説明をいただくということで厚労省さんにお越し

をいただいております。

それでは、座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願ひいたします。

○長田課長 厚生労働省生活衛生課長、長田でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭恐縮でございますが、今回御説明させていただく内容、現在、内閣法制局と調整中の状況でございますので、現時点では資料、議事録、非公開ということでお願いできればと思っております。

○八田座長 ということは、調整が済んだらば公開してもいいということですか。

○長田課長 はい。

○八田座長 わかりました。

○長田課長 資料、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。おさらいになりますが、要望いただいたおりましたものは、いわゆる農家民宿に関して、農林漁業者でない個人が自宅に居住しながら行う場合、それから、法人化をしているような組織がこれを行う場合、それから、いわゆる農山漁村体験以外の体験事業を行う場合についても、今、農林漁業者が仮に民宿業を行う場合に、客室面積基準33平米以上の適用除外をされているというものについて適用できないかという御要望をいたしましたのでございます。

このうち、まず①の点でございますが、①の点につきましては、既に昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画の中でも対応することが盛り込まれているものでございますが、こちらにつきましては、33平米の特例というものを適用除外するという特例措置をあわせてするということで考えております。

それから、2と3の点についてでございますけれども、先ほど事務局のほうからもお話をございましたが、私どもは、民泊全般のあり方につきまして、昨年の11月の末に観光庁と共同事務局という形で、民泊のサービスのあり方に関する検討会というものを立ち上げております。

恐縮でございますが、3ページをご覧いただければと思いますが、11月の下旬に立ち上げまして、約2ヶ月の間に5回検討を重ねております。その中で、民泊についてはさまざまな論点があるので、しっかりと議論をしていかなければいけないという側面がある一方で、実態が先行しているということも踏まえると、早急に打てることは打つべきではないかということで、2段階で考えていこうと。

すなわち、法律改正を伴う内容は、それなりに時間がかかりますので、若干お時間をいただくと。もともと規制改革実施計画でも28年中結論ということになっていましたので、ことしの夏から秋ぐらいを出口と想定をして検討すると。

ただし、法改正を伴わない範囲で対応できるものについては、この年度末ぐらいまでに、3月中に結論を得て対応しようという議論の流れになっております。

それで、当面行うべき措置の内容ということでございますけれども、当面の枠組みということで言えば、法改正を伴わないということは、すなわち、旅館業法の制度の枠の中で何ができるのかということになるわけでございますが、その際に、農家民宿も簡易宿所の一種でございますけれども、簡易宿所の枠組みをそのまま活用して、どれだけ旅館業法の許可が取れやすい枠組みにしていくのかというところは一つの焦点でございます。

今日は、資料をおつけしなかったのですけれども、私どもが自治体に対して行った調査におきまして、自宅など小規模なものを活用して旅館業法の許可申請をまじめに上げてこられたと。ですが、旅館業法の許可を出せなかつたというケースが約200件弱ありますと、そのうちの大体半分が旅館業法に引っかかって許可を出せなかつたと。半分弱が建築基準法だとか消防法だとか、そういったところが引っかかって許可を出せなかつたということなんですが、旅館業法の許可が出せなかつたものについては、面積の基準がかなりの部分が引っかかっているということがわかりまして、面積の問題がネックになるということが実態としてもつかむことができました。

それで、改めて考えますに、簡易宿所というのは、もともと多数人利用を想定したものでありますので、一定人数規模で受け入れるということの想定の中で、延床面積33平米以上というのは、必ずしもそれほど高い数字じゃないんだろうと思っておるわけでございますけれども、いわゆる民泊のような1人、2人とか、多くてもせいぜい3～4人というような規模で泊められる。これを自宅の一部なりマンションの空き室を活用するということを想定した場合に、33平米というのはネックになりますし、多人数利用を想定した基準というのは必ずしも合理性はないんだろうということでございまして、これは見直していくということでございまして、具体的には、定員1人当たりの面積を設定いたしまして、収容定員に応じた面積基準とすると。10人未満のものについては、具体的には3.3平米という数字を想定しておりますけれども、例えば定員3人であれば 3.3×3 、すなわち9.9平米をクリアしていればいいと。

逆に言うと、活用する側からすると、御自身が持たれている物件の規模に応じて定員を設定していただければ、極めて小規模な物件でも活用できるということになると考えておりまして、報道などでもワンルームマンションでもオーケーというような報道が出ておりますけれども、そういったことで今考えてございます。

そこで、これは物件の類型の問わずに、全体の共通的なものとして措置をこの際してしまおうと。農家民宿の特例は、あくまで政令の基準が33平米というのがあって、それに対してその基準を適用しないという例外措置として省令で措置をしているわけですけれども、これを政令上の共通ルールと、全ての物件を通じての共通ルールとしまえば、1ページの②や③の要望にも実質的にお答えができるということになろうかと思っておりまして、こういった形で対応させていただきたいと思っております。

説明としては以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

ただ単にクラリフィケーションなんですが、1ページの①は、6月30日の閣議決定以降は、33平米未満でも農家民宿と同様にオーケーということになっているということですね。

○長田課長 ①は、最終的には省令改正の措置をしなければいけませんので、この手続も、今、並行してやっておりまして、4月1日から施行できるように準備しております。

○八田座長 全部一斉にということですね。

○長田課長 はい。

○八田座長 そうすると、これも33平米未満で可と書いてあるけれども、先ほどの制約がつくと。1人1坪以上というのがつくということ。全部共通化すると。

○長田課長 はい。

○八田座長 わかりました。それだけです。

○長田課長 ①は適用除外にしますので、3.3平米というのも制度的には制約はつきませんけれども、おのずと常識的には、人を泊められるとすれば、それは3.3平米ぐらいというのはあるのは常識的だろうとは思っていますけれども、②と③は、政令の根っここの基準といったとして、3.3平米×使用人数というのを基準とするということで、①は政令のもともと特例として規定している部分でございますので、面積基準そのものがない形になります。制度的には。

○原委員 ①のほうが、定員10人で20平米でもオッケーですということですよね。

○長田課長 制度的には。

○原委員 そうですよね。それは余り現実的じゃないと思うのですけれども、2つ別々にやる必要があるのでしょうか。

○長田課長 もともと農家民宿の特例そのものが省令でそういうことで措置をしているものですから、ややすっきりしないというのは御指摘のとおりかもしれませんけれども、①については、今ある特例を広げるという枠のことなので、これは一応このまま置いておこうかと思っています。

○原委員 制度はあまり複雑にしないほうがいいと思うので、どっちみち政令改正のほうをされるのだったら、それで1本にしてしまわれるというのが本当は合理的だと思うのですけれども、そこはどういう検討をされているのでしょうか。

○長田課長 今、こういう形で特例として位置づけているので、特例をあえて外すというのもどうかと思っているので、当面はこの形で思っています。

○阿曾沼委員 制度改革は兎角パッチワーク的に行われ、今ある既存制度の骨格を変えないで調整をしていくとすると思いますけれど、一気に特例そのものも変えて、同じ基準でやったほうが、利用者はわかりやすいと思います。今、原先生がおっしゃったように、33平米で定員がないとすれば、いろいろな抜け道が出てきたりする気がしますね。

○八田座長 そこは、そうしたほうがいいんじゃないでしょうかという我々の提案というか希望ですよね。それが1つ。

それから、あと、ほかにはございませんか。

○原委員 あと、もう一点、先ほど面積要件で実際に引っかかっているケースが相当多いということを調べられたということだったのですが、前に私は規制改革会議のほうでも出たときに、そこはデータとしてはちゃんと正確には区分してはとられていませんということだったと記憶しているのですけれども、そこはその後とられたんですか。

○長田課長 面積については正確にとっています。

○原委員 旅館業法の基準で引っかかっているのが幾らというルールは。

○長田課長 旅館業法の基準で引っかかっているという数字があつて、その中で、面積の基準か面積の基準以外かということです。

○原委員 簡易宿所かそれ以外かというところについて区分がないということだったんでしたっけ。多分それは多くは簡易宿所だろうとは思うけれども。

○長田課長 そうですね。

○原委員 恐らくそれは簡易宿所だらうと整理をされたということですね。

○長田課長 もともと小規模物件ですから、常識的に考えれば簡易宿所です。

○八田座長 簡易宿所というのも、保健所が関与するわけですね。

○長田課長 もちろん。あくまで旅館業法に基づく旅館業の一形態ということでございます。

○八田座長 農家民宿は食事も出すから、保健所が当然関与すると思うのですけれども、カプセルホテルみたいな場合、これは衛生的にはどういうことをチェックするんですか。

○長田課長 例えばシーツの交換とかですね。

○八田座長 その側面は全部あるわけですよね。

○長田課長 はい。

○八田座長 ほかにございませんか。

そうしたらば、小さなことかもしれないですが、民泊と民宿の定義上の差はどういうふうにお考えですか。

○長田課長 もともと民泊も民宿も、いわば俗称的なものでありますて、法令上、民泊とか民宿というのがあるわけではございませんで、いわゆる民宿というのは、簡易宿所で営業許可をとっている比較的小規模なものを実態として民宿というふうな呼ばれ方をしているものが多いというふうに思っている。

○八田座長 典型的には、農家の民宿も入るし、カプセルホテルも入るし、非常に広い範囲で入れているということですね。

○長田課長 はい。だから、カプセルホテルは、通常、世間的には民宿とは言わないと思いますけれども、小規模なものは、旅館業法上は、ホテルか旅館か簡易宿所という3つの、下宿営業という例外的なものはありますが、それを置いておくとしますと、ホテルか旅館か簡易宿所のいずれかで営業許可をとっていますので、通常、民宿と称されているものは、簡易宿所で取られているケースが恐らく大半だろうと思っています。

○原委員 もう一点だけ、全く念のための確認で済みません。33平米要件の話で、新聞報

道だと、民泊については面積要件を緩和するという書き方をされているのがあったのですけれども、それはそうではなくて、簡易宿所についての要件を全般に、要するに、これまでやっていた簡易宿所についても緩和されるという理解。

○長田課長 おっしゃるとおりです。そもそも現行制度上のどこにも民泊という言葉は定義はされていませんので。

○八田座長 では、他にないでしょうか。

どうもお忙しいところをありがとうございました。